

新製品・新技術開発補助金

事業目的

中小企業者・小規模企業者の新事業展開を促すため、新製品・新技術の開発等の取組みに要する経費の一部について、予算の範囲内で新製品・新技術開発補助金（以下「補助金」という。）を交付するもの。

事業の概要

予算額：1,500千円（500千円×3件程度）

1. 対象者 大崎地域に事務所又は事業所を有する中小企業者及び小規模企業者
2. 対象事業 工業製品の製造に係る新製品・新技術の開発
3. 助成額 補助対象経費の2分の1以内の金額 【限度額50万円】
※1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て

経費区分	内 容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、専門家宿泊費
研究開発費	原材料費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、試作費、実験費、調査研究費、システム構築費、賃借料、知的財産の取得に要する経費(特許等登録料、審判費用、登録印紙代等を除く)
事務費	文献購入費、消耗品費
その他経費	理事長が必要と認めた経費

申請方法等

- 申請方法 : 郵送または持参
- 申請期間 : 令和7年8月中旬から9月30日
※予算の範囲に満たない場合は随時先着順に受理。
- 申請手順 : 右記スケジュールのとおり
- その他 : 申請書については、機構事務局及び機構加入の支援機関により構成される事務担当者連絡会議にて審査を行います。

スケジュール

周知
8月上旬～機構HP



申請受付開始（機構・事業者）
期間：～R7.9.30



審査（機構・事務担当者連絡会議）
2週間程度 決定等通知



事業実施（事業者）
期間：交付決定日～R8.2.28



実績報告（事業者）
期間：事業完了～R8.3.20



補助金額確定通知（機構）
請求書提出（事業者）



補助金額振込（機構）
1週間程度